第１号様式（第５条第１項、第２項、第６条第１項、第２項、第７条第５項関係）

**秘**

**足立区外部公益通報等に係る通報書（外部通報書）**

**公益監察事務局（コンプライアンス推進担当課）又は　　　　　課あて**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (1)通報者氏名 | |  | ・匿名 | 受付番号  （※内部使用） | |  |
| 住所（居所） | |  | 通報した日 | | 年　　月　　日 |
| 通報者の区分  （外部の労働者等の要件） | | 【雇用形態等】違法な行為をしている事業者とあなたの関係について、以下のア（①、②）からエに〇を付し、カッコ内を記入してください。  ア①労働者（雇用先名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （所在地　　　　　　　　　　　所属等　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　　　元労働者の場合（雇用期間　　　　　　年　　　月　　日まで）  ②派遣労働者（派遣先名称　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　）  　　　元派遣労働者の場合（派遣期間　　　　　　年　　月　　日まで）  イ　取引先（請負契約その他の契約）の労働者  （法人名称　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　）  　　　元取引先労働者の場合（雇用期間　　　　　　年　　　月　　日まで）  ウ　役員（法人名称　　　　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　）  エ　違法な事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者  　　例　事業者を退職後１年以上経過している者、元役員、取引先の役員など  　　（エの内容を具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 希望する  連絡方法 | | 電話（自宅・職場・携帯・他　　　　　）・メール（自宅・職場・他　　　　）  FAX（自宅・他　　　　　　　）・郵送（自宅・職場・他　　　　　　　　） | | | | |
| 連絡先  （電話番号・メールアドレス等） | | （※匿名の場合でも記載をお願いします） | | | 通報者の希望する 連絡時間帯 |  |
| 通  報  内  容  等 | (2)違法な事実（不正行為）の内容  (誰が：違法行為に関わっている事業者・役職員)  事業者の名称  所在地  部署・役職　　　　　　　　　　　　氏名  （いつ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（何を）  （どのように）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（どうした・どうしている・どうする）  （参考　違反すると考える法律又は条例）  　上記の行為は、　　　　　　　　　　法・条例（　　　条）に違反する。  　　　　　　　　　　　　法・条例（　　　条）に違反する。　　と考える。  (3) 違法行為が生じている、又は、まさに生じようとしていると考える理由（違法行為を行う目的として考えられること）    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※違法行為は、　ア　既に生じている　イ　これから生じる　ウ　その他（　　　　　　）  (4)違法行為に対して、法令に基づく措置その他の措置がとられるべきと考える理由（行政機関がその事業者の違法行為を是正するために処分や勧告等を行う必要性） | | | | | |
| 内  部  資  料  等 | (1)内部資料（通報内容を裏付ける資料又は関係者の供述など）の有無について  　ア　内部資料がある　　　　イ　内部資料はない  （内部資料の内容）  ※内部資料がある場合は、本通報書式と一緒に提出してください。  (2)違法行為を知った経緯    (3)調査・是正の努力（役員の場合）　ア　努力した　　イ　努力できなかった　ウ　その他アの内容又はイ、ウの理由  (4)特記事項： | | | | | |
| 調査等の進捗状況・結果の通知について、ア　希望する　　イ　希望しない（いずれかに〇）  ※　連絡先が明らかでない通報の場合は通知できません | | | | | | |

注１　外部公益通報等とは、主に民間の事業者が違法行為を行っている場合に、足立区が処分又は勧告等をする権限を有しているときに区に対して行う通報をいいます（例　○○会社が法令違反をしているので、区が法令に基づいて調査し、事実なら改善命令を出してほしい、罰則を適用してほしいなど）。

注２　処分又は勧告等の権限を有する行政機関は、各法律の条文ごとに決まっています（消費者庁のホームページの「公益通報の通報先・相談先　行政機関検索」に該当する法令を入力して検索することができますが、分からない場合は、コンプライアンス推進担当課又は各担当課にご相談ください。

注３　一方、内部公益通報等とは、区の職員や区と契約関係にある事業者などが区の事業の執行などに関して違法行為を行っている場合に、区に対して行う通報をいいます（例　区の職員〇〇が区の事業で違法行為をしている。調査して事実なら是正してほしい、罰則を適用してほしいなど）。内部通報については、別記様式により作成いただきますようお願いいたします。

注４　本書面は、足立区外部公益通報等の手続に関する要綱第５条第２項に規定する書面として取り扱われます。

注５　本書面の質問事項については、可能な限り記入するようにしてください（公益通報者保護法では、雇用されている労働者等が、法が適用される通報対象事実を通報したことによって解雇や不利益な取扱いをされることから保護される要件になるとされています）。

注６　内部資料等がある場合は、本書面と一緒に提出してください（公益通報者保護法では、法人の役員は、法が適用される通報対象事実を内部資料等によって通報すること（真実相当性）が、解任された場合に損害賠償請求ができる要件になるとされています（なお、内部資料等がなくても真実相当性が認められる場合があります（要綱第７条第２項））。

注７　通報は匿名で行うことも可能ですが、連絡先については記載をお願いします（連絡先が記載されていない場合は、調査結果等の通知はできず、又事実関係の調査を十分に行うことができない場合があります。）

注８　本書面は、コンプライアンス推進担当課（compliance@city.adachi.tokyo.jp）又は当該違法行為に関する法令を担当する課に提出してください。

注９　本書面は、電話、面談等における外部通報に関する相談又は通報の際に、事案の内容を記録、又は記録した本書面を外部通報書として受付するために使用する場合があります。

注10　通報内容が要綱の規定に該当しないと認められる場合は、不受理、他の行政機関の教示又は要綱の手続以外の方法での対応となることがあります。